

# 税務署からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

## 平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

### ◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。  
※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

### ◎ 帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿（7年保存）のほか、業務に関して作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類（5年保存）を保存する必要があります。

### 記帳説明会のご案内

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署の所得税担当までお問い合わせください。

お問い合わせ 北那覇税務署 (代表番号) 098-877-1324

## 【北那覇青色申告会からのお知らせ】

### ～記帳説明会の開催について～

(社)北那覇青色申告会では、記帳・帳簿等保存制度の対象者が拡大されることから、個人で事業や不動産貸付等を行う方を対象に説明会を開催します。どなたでも無料で参加できますので、どうぞご参加ください。なお会場の都合上、参加を希望される方は平成25年1月18日(金)までに下記までご連絡ください。

- 日時 平成25年1月22日(火) ①10:00～12:00 ②14:00～16:00
- 場所 沖縄納税研修会館3階(那覇市真嘉比252-40)

お問い合わせ (社)北那覇青色申告会 ☎098-886-4010

## 町県民税(4期分)は1月31日(木)が納期限です

平成24年度 町県民税4期分の納期限は、1月31日(木)です。納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いいたします。町税のお支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替の申請書は、町内各金融機関が総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
- 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。

### 平成24年度各町税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

### ※※※重複納付にご注意ください※※※

当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

## ～事業者のみなさまへ～

### 平成25年度個人住民税の特別徴収について

本町では平成22年度より、個人住民税の特別徴収完全移行に向けて取り組んでいます。地方税法第321条の4及び西原町税条例第45条の規定により、給与支払者は、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することが原則になっています。

平成25年度個人住民税の支払について、普通徴収を希望する場合でも特別徴収義務のある全事業所(会社等)を特別徴収義務者に指定します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線 142)

## 平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等について、計算方法が変わります。

1. 退職所得に係る10%税額控除の廃止。
2. 役員等が退職する際に支払われるべき退職金について、役員等としての勤続年数が5年以下の場合、退職所得の2分の1課税の廃止。

平成25年1月1日以降の税額計算方法

退職所得 = (退職金等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満切捨て)

※ 勤続年数5年以下の役員等の場合

退職所得 = 退職金等の金額 - 退職所得控除額 (1,000円未満切捨て)

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線 142)

e-Tax でデータ送信! 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

又は 書面で提出!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用には、電子証明書の取得 (手数料が必要)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

「e-Tax (電子申告)」を利用して申告すると...

- 1 平成24年分の申告で最高3,000円の税額控除  
本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で法定申告期限内に申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます (平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。)
- 2 添付書類の提出省略  
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容 (病院などの名称・支払金額等) を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます (法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- 3 還付がスピーディー  
e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています (3週間程度に短縮。)

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得 (手数料が必要です。また、有効期限は3年間です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ 確定申告 検索

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)